

議案第 5 1 号

特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の  
一部を改正する条例

上記議案を提出します。

平成 2 9 年 9 月 5 日

長与町長 吉 田 慎 一

提案理由

特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償について、新たに追加するもの。

特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する  
条例

特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和42年条例第6号）  
の一部を次のように改正する。

別表町長の部に次のように加える。

長与町在宅医療介護連携推進協議会	委員長	〃	7,400
	委員	〃	7,000
長与町認知症初期集中支援チーム検討委員会	委員長	〃	7,400
	委員	〃	7,000

附 則

この条例は、公布の日から施行する。